

# ◆後期高齢者医療保険の 被保険者の皆様へ◆

## ① 保険証について

### ◆新しい保険証はうすいむらさき色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただく新しい保険証（うすいむらさき色）は、7月中旬頃に被保険者のお宅に簡易書留でお届けします。現在お持ちの保険証（オレンジ色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

※簡易書留は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所以外に送付を希望される場合は、事前に総合支所または出張所で送付先変更の手続きをしてください。（印鑑が必要になります）

### ◆保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられます

臓器移植に関する法律が改正さ

れ、移植医療に対する理解を深めていただくため、新しい保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられることになりました。

移植医療とは、臓器が機能しなくなった方に他の方の臓器を移植して機能を回復させる医療です。

記入した内容について他人に知られたくないという方のために、「意思表示欄保護シール」を保険証とあわせて配布します。

※臓器提供の意思表示を「する」「しない」かは、ご本人が自由に決めるものであり、記入を義務づけるものではありません。

### ◆点字シールを貼った保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、健康増進課医療保険班へ6月30日(木)までご連絡いただきますようお願いいたします。

## ② 保険料について

### 平成 23 年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送ります

#### ◆保険料の決まり方

後期高齢者医療保険の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の平成22年中の所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに課されます。

1年間の保険料

=

均等割額

46,241円

+

所得割額

(前年所得 - 33万円) × 8.73%

※所得の少ない方は、保険料が軽減される場合があります。

#### ◆保険料の納め方は、次の2つの方法によります

##### ○特別徴収（年金からの天引き）となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。